

岩手県職労

号外

昭和34年4月1日

第3種郵便物認可

定価1部2円

発行所

盛岡市内丸10番1号

岩手県庁内

No.2256

2013年

10月22日

知事あて「大型ハ
ガキ署名」実施
中。職場全体での
取り組みをお願い
します。

13 確定闘争情報 - ②

地公共闘統一要求書を提出

50歳台後半層昇給抑制

大槻課長回答

人勸によらない給与削減

継続して協議

今すぐ廃止とはならない

県地方公務員共闘会議（議長：豊巻浩也・岩教組委員長）は21日、確定闘争における統一要求書を提出した。また、人事院が今年の報告で触れた「給与制度の総合的見直し」に関して、見直しを実施しないよう求める要請書を提出した。

地公共闘は、次回25日の交渉で、各要請項目に対する具体的な回答を求めていく。

地公共闘は、①県人事委員会の報告に対する基本姿勢、②県人事委員会が警鐘を鳴らした人事委員会勧告に基づかない給与削減の終了の考え、③人事院が報告した給与制度の総合的見直しに対する考えについて、現時点での見解を質した。

これに対して大槻人事課総括課長は以下のとおり述べた。

①に関して・・・ 人事委員会勧告

を最大限尊重していく考えは今年も同様だ。なお、今年度は勧告・報告で触れられなかったが、人事委員会が昨年勧告した「50歳台後半層の昇給抑制」については、国家公務員の取り扱いも決定された。昨年度からの課題であることから継続して協議させていただきたい。

②に関して・・・ 6月議会への条例提案の際の人事委員会の意見、今般の人事委員会報告での指摘は重く受け止めているが、財政事情を踏まえて削減実施をお願いしたものでもあり、直ちに廃止という訳にはいかない。

③に関して・・・ 人事委員会でも地方公務員への影響を及ぼすもの言及されており、国における検討・人事委員会の研究の状況を踏まえた上で対応していく。



給与削減に伴う 共済掛金貸付事業 3月分までの貸付実施

県職労は、7月からの給与削減によって厳しさを増している組合員の生活を支えるため、県職労総合共済において「共済掛金貸付事業」を実施してきた。現行は、7月～11月の5か月分の共済掛金を組合員に貸し付け、12月の一時金で返済していただく仕組み。これまでの申請件数等から、12月～3月分についても同様の事業を継続できる見込みとなったことから、10月12日に開催した総合共済運営審議委員会において、その内容が確認され、貸付事業の実施要領を改正した。改正概要は以下のとおり。

- 第1期：2013年7月1日～2013年11月30日・・・左期間の掛金総額を上限(75,000円が最上限)
- 第2期：2013年7月1日～2014年3月31日・・・左期間の掛金総額を上限(60,000円が最上限)
- ◆ 第1期分と第2期分を合算した金額での申込みはできない
- ◆ 貸付額は、2014年6月30日までに、期末・勤勉手当からの給与引去り又は現金により返済

例1) 第1期分の貸付を利用している場合

⇒ 2013年12月～2014年3月までの4か月分の共済掛金総額（その額が60,000円を超える場合は60,000円）を上限に貸付を受けることができる。

例2) 第1期分の貸付を利用していない場合

⇒ 第2期分の共済掛金総額（その額が60,000円を超える場合は60,000円）を上限に貸付を受けることができる。

県職労 総合共済

職場討議をお願いします
規程・細則の改正

10月12日に開催した第113回中央委員会で、県職労総合共済の規定及び細則の改正案を「職場討議案」として提起しました。今回の改正は、県職労総合共済の安定運営のために掛金の一部を再共済している、「自治労総合共済基本型」の変更に伴い所要の整備を行うものであり、給付内容を大幅に変更しています。

新しい給付内容や給付額の変更については、各支部で資料を備えていますので、支部や分会で学習会を実施しながら、内容をご確認願います。

職場討議案は、年度末に開催する臨時大会において決定していくこととしていますので、積極的な議論と意見反映をお願いします。

※ 職場討議案の詳細は、別途、機関紙等でも周知いたします。